

大阪広域環境施設組合監査委員達第 1 号

大阪広域環境施設組合監査委員処務規程の一部を改正する規程

大阪広域環境施設組合監査委員処務規程（平成 27 年監査委員達第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<p>(専決)</p> <p>第 3 条 書記は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、特命事項又は事案が重要若しくは異例であると認められるものにあつては、この限りでない。</p> <p>[(1)~(5) 略]</p> <p><u>(6) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大阪広域環境施設組合個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年条例第 3 号）に基づく保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関すること</u></p> <p>[(7) 略]</p>	<p>(専決)</p> <p>第 3 条 [同左]</p> <p>[(1)~(5) 同左]</p> <p><u>(6) 大阪広域環境施設組合個人情報保護条例（平成 27 年条例第 9 号）に基づく保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に関すること並びに是正の申出、再調査の申出及び情報の提供の申出に対する処理に関すること</u></p> <p>[(7) 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。